

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南陽市長 白岩 孝夫

市町村名 (市町村コード)	南陽市 (06213)
地域名 (地域内農業集落名)	漆山地区 (19組・7組・3, 4組・6, 8組・12, 13組・11組・10組・西5東5組・2組・1組・9組・16, 17組・14組・15組・18組・20組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 年 月 日 (第 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化 ・基盤整備事業が決定したが、高齢化や後継者不足という課題は変わらない。 ・不足する担い手について、地域ごと決めている場合ではなく、市全域の農業者が話し合う場が必要になると思われる。行政のリードも重要。 ・地域としては農地として使っていきたい場所が農用地指定されていないため、農業施策の支援が受けられないところがある。 <p>【地域の基礎的データ】 ※令和2年農林業センサス、南陽農業振興地域整備計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営体:38経営体(個人:36経営体、団体:2経営体) ・基幹的農業従事者数:52人(15歳～49歳:8人、50歳～59歳:4人、60歳～69歳:18人、70歳～79歳:14人、80歳以上:8人) ・主な作物:水稲、果樹
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域の特産物である水稲及び果樹を生産するとともに、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図る。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積 (令和5年10月末現在)	142.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	142.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内とする。</p>

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 漆山、羽付：基盤整備を実施するところは、地区計画に沿って集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
漆山地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、機構関連農地改良事業のほか、補助事業を活用し、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 農振農用地への編入を進め、農地利用条件の改善に向けて取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を共有し、農作業委託を必要とする経営体が活用できるよう環境整備を行うことで、地域内で農作業の効率化を図り、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①市補助金を活用した電気柵設置を中心に、猟友会等組織と連携した捕獲体制の構築等を検討する。
- ②環境保全農業を推進し、有機栽培及び特別栽培に取り組む。
- ③最新の情報を取り入れながら、必要な機器を積極的に導入していく。
- ④販売先の開拓も含め輸出を推進していく。
- ⑤米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いさくらんぼやりんご、西洋梨などの園芸作物の生産に取り組む。
- ⑦多面的機能、中山間直接支払交付金制度による地域保全隊などの活動により、農地・水路等農業用施設の保全管理に努める。